

令和4年1月31日
河内長野市消防本部

消防職員の懲戒処分について

標記の件について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

【処分事案】

- 1 被処分者 消防本部 警防課 主査 51歳 男性
(非違行為を行っていた時期は消防署警備課)
- 2 処分内容 停職6か月
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)
- 3 処分日 令和4年1月31日

4 事案概要

(1) 傷害事案

令和3年10月頃、消防署出張所において、受付勤務交代の際に、同僚職員の左上腕を両手の拳で2回殴打し、さらに同箇所を2回右腕で肘打ちし、皮下出血を生じる傷害を負わせた。

(2) 不適切事案

令和3年7月頃、後輩職員の挨拶の仕方や態度が悪いと考え、複数回にわたり同職員へ恫喝を行った。また、格闘技経験のある被処分者は、同年9月初旬頃には、同職員をスポーツ以外の目的でボクシング練習に誘い、ジムに来た格闘技未経験の同職員に対し、基本的な練習等を行うことなく、ヘッドギア等の防具を装着させないままスパーリングを実施し殴打した。さらに、別の職員も「同様にジムで殴る」などと職場で他の職員に話をするなど、同様の目的でボクシング練習に複数回誘っていた。

(3) 事務懈怠事案

業務時間中、公用パソコンを使用し業務とは関係のないインターネットの閲覧を行ったり、体力錬成と称し、同僚職員に打撃用ミットを持たせパンチやキック等のミット打ちを行ったりしていた。また、決裁文書の内容を確認することなく、職員に自らの印鑑を預けたうえ決裁欄に押印をさせていた。

5 管理監督責任について

被処分者は、複数の非違行為を行っているため、当該所属の管理職は、被処分者に対し十分な監督責任を果たしたとは言えず、従って、被処分者の非違行為当時の所属課長

及び出張所の管理職についても、それぞれ厳重注意処分を行った。

6 再発防止に向けた取り組みについて

職員に対し、今回の事案を職員全体の問題として強く自覚するよう伝えるとともに、ハラスメントの防止にかかる取り組みについては、今までの実施方法や内容を再度見直したうえで継続し、同時に管理職の管理能力向上を目的とした研修や組織内協議を進め、良好な職場環境づくりに組織を挙げて取り組む。

7 その他

被処分者については、令和3年12月15日付けで依願退職を申し出ているため、令和4年1月31日付けで承認した。

8 消防長コメント

今回の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなりお詫び申し上げます。今後、職員一丸となって組織を立て直し、信頼回復に向け再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ】

河内長野市消防本部 消防総務課

電話 0721-53-5681